

■ 住宅用火災警報器
平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器が義務化されています。火災から尊い生命や財産を守るためにも、未設置の住宅は早急に設置して

■ 消防本部予防課 ☎9232
平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器が義務化されています。火災から尊い生命や財産を守るためにも、未設置の住宅は早急に設置して

■ アルゼンチンアリの一斉防除
環境政策課 ☎9132
アルゼンチンアリの防除は、早期発見、早期対応が重要です。アルゼンチンアリは、地域全体に巨大な巣を形成するため、巨大な巣全体にダメージを与える「一斉防除」が効果的です。防除範囲は、細い道などで区切らず、川や車がすれ違える程度の幅の道に囲まれた範囲とすることで、周囲からの再侵入の可能性を減らすことができます。そのため、一斉防除は町内会や自治会規模で実施することを推奨します。

■ けん玉商店街はつなぐプロジェクト
務局 ☎070(1873)1232
JR廿日市駅前のかん玉商店街に、ワークショップ、展示・講演会、フリーマーケットなどを個人や団体が気軽に開催できるレンタルスペース「はつなぐ」が4月からオープンします。あなたのアイデア次第で、商店街の中にあなただけのスペース

■ レンタルスペース「はつなぐ」
けん玉商店街にオープン
JR廿日市駅前のかん玉商店街に、ワークショップ、展示・講演会、フリーマーケットなどを個人や団体が気軽に開催できるレンタルスペース「はつなぐ」が4月からオープンします。あなたのアイデア次第で、商店街の中にあなただけのスペース

【電池切れに注意】
短い音でピッ、ピッと一定の間隔で鳴ると電池切れの注意音です。(メーカーにより異なります。取扱説明書をご覧ください)新しい電池に交換してください。
【助かった事例】
廿日市内で、平成21年12月～平成27年9月までの間で、助かった事例が11件ありました。ここ最近では、入浴中に住宅用火災警報器の音がしたため風呂から出たところ、ストーブの上でタオルが燃えているのを発見、すぐに水をかけて消火し、大事に至りませんでした。

■ 縦覧場所 市役所6階都市計画課、宮島市民センター2階事務室
■ 縦覧期間 4月6日(水)～20日(水) ※土・日曜日に縦覧を希望する場合は、事前に連絡してください
■ 意見書の提出 この案に意見のある人は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

■ 都市計画課 ☎9190
次の都市計画決定の案を策定したので縦覧を行います。
■ 宮島都市計画 宮島町伝統的建造物群保存地区
■ 縦覧期間 4月6日(水)～20日(水) ※土・日曜日に縦覧を希望する場合は、事前に連絡してください
■ 縦覧場所 市役所6階都市計画課、宮島市民センター2階事務室
■ 意見書の提出 この案に意見のある人は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

■ 都市計画決定の案の縦覧
都市計画課 ☎9190
次の都市計画決定の案を策定したので縦覧を行います。
■ 宮島都市計画 宮島町伝統的建造物群保存地区
■ 縦覧期間 4月6日(水)～20日(水) ※土・日曜日に縦覧を希望する場合は、事前に連絡してください
■ 縦覧場所 市役所6階都市計画課、宮島市民センター2階事務室
■ 意見書の提出 この案に意見のある人は、縦覧期間内に意見書を提出することができます。

■ 不動態に関する無料相談会
都市計画課 ☎9190
広島県不動産鑑定士協会の「不動産に関する無料相談会」を開催します。
とき 4月8日(金)10時～16時
ところ 市役所6階601会議室
■ 合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助
廃棄物対策課 ☎9133
し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されてしまいう単独浄化槽は、公共用水域への汚濁負荷が合併浄化槽の約8倍です。
法改正により平成13年度以降は原則新設が禁止されましたが、既設の単独浄化槽が市内に約1万基残っており、環境保全の面からも合併浄化槽への転換促進が課題となっています。
市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独浄化槽を合併浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。(ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外)

■ 不動態に関する無料相談会
都市計画課 ☎9190
広島県不動産鑑定士協会の「不動産に関する無料相談会」を開催します。
とき 4月8日(金)10時～16時
ところ 市役所6階601会議室
■ 合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助
廃棄物対策課 ☎9133
し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されてしまいう単独浄化槽は、公共用水域への汚濁負荷が合併浄化槽の約8倍です。
法改正により平成13年度以降は原則新設が禁止されましたが、既設の単独浄化槽が市内に約1万基残っており、環境保全の面からも合併浄化槽への転換促進が課題となっています。
市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独浄化槽を合併浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。(ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外)

■ スポーツ
廿日市スポーツセンター ☎5980
60歳から始める健康プログラム ララフィット
「できる」、「楽しむ」、「つづく」の3つのコンセプトをもとに、ミズノが独自に開発した健康増進プログラムを開講しました。運動器の機能向上を目指します。
とき 毎週木曜日13時～14時15分
ところ 廿日市市スポーツセンター (サンチェリー)
■ 定員 10人
※体験参加も受け付けています(初回体験に限り500円で参加可能)。詳しくは問い合わせてください

■ 子どもの教室
ちびっこバドミントン教室
キッズダンス教室
ちびっこバレエ教室
園児
小学校低学年
小学校高学年
■ 大人の教室
レディースバドミントン教室
初心者バドミントン教室
太極拳教室
ピラティス教室
ヨガ教室
エアロシェイプ教室
社交ダンス教室
ダンスエクササイズ教室
はたおり教室
アロマテラピー教室

■ 子どもの教室
ちびっこバドミントン教室
キッズダンス教室
ちびっこバレエ教室
園児
小学校低学年
小学校高学年
■ 大人の教室
レディースバドミントン教室
初心者バドミントン教室
太極拳教室
ピラティス教室
ヨガ教室
エアロシェイプ教室
社交ダンス教室
ダンスエクササイズ教室
はたおり教室
アロマテラピー教室

■ 開講教室の案内
妹背ウオーターフォールクラブ ☎0124
ところ 大野体育館
■ 定員 各20人
■ 参加費 初回無料(アロマテラピーとはたおりは材料費)
■ 大人の教室
レディースバドミントン教室
初心者バドミントン教室
太極拳教室
ピラティス教室
ヨガ教室
エアロシェイプ教室
社交ダンス教室
ダンスエクササイズ教室
はたおり教室
アロマテラピー教室

■ 入札参加資格審査申請の追加受付
契約課 ☎9108
平成27・28年度に市および水道局が発注する建設工事および測量・建設コンサルタント等業務に関して、入札参加資格審査申請の追加受付を実施します。なお、今回の申請方法は電子申請のみです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
■ 申請期間 5月16日(月)～20日(金)
■ 廿日市市民ホールの利用案内
経営政策課 ☎9119
廿日市市民ホールは、ゆめタウン廿日市店舗内2階にある多目的スペースです。サークル・教室活動や講演会、作品展示、研修会などに利用できます。利用の詳細や空き状況などは、電話で問い合わせてください。
■ 面積 約200㎡
■ 開館時間 10時～19時
■ 休館日 年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)
■ 受付時間 開館日の10時～17時
■ 利用受付期間 利用月の2カ月前の1日から
■ 利用申込み・問合せ 廿日市市民ホール管理室 ☎7070(ゆめタウン廿日市内)

■ 自転車駐車場の適正利用
維持管理課 ☎9173
自転車またはバイクで広島電鉄やJRの駅を利用するときは、歩道などに放置せずに周辺の自転車駐車場を利用してください。歩道などに放置された自転車またはバイクは公共の場所における円滑な交通確保のため撤去していただきます。撤去した自転車などは、自転車保管場所へ返却します。
■ 保管場所
【JR廿日市駅前自転車駐車場】
廿日市駅前2の27 ☎7374
【JR大野浦駅自転車駐車場】
塩屋一丁目1の51号 ☎2755
■ 引き取り時に必要なもの
①自転車の鍵、②身分を証明するもの、③移送手数料(自転車1570円、原動機付自転車2100円、自動二輪車2620円)、④引き取り通知はがき(持っている人のみ)

利用料金

区分	時間帯	料金
午前	10:00～12:00	2,000円
午後(1)	13:00～16:00	3,000円
午後(2)	16:00～19:00	3,000円
午後(3)	13:00～19:00	6,000円
午前・午後	10:00～16:00	6,000円
1日	10:00～19:00	9,000円

■ 固定資産縦覧帳簿の縦覧
課税課土地係 ☎9115
家屋係 ☎9116
平成28年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧を実施します。
とき 4月1日(金)～5月31日(火)8時30分～17時15分
※土・日曜、祝・休日を除く
ところ 市役所2階課税課および各支所市民福祉担当
■ 手数料 無料
■ 縦覧できる人
・固定資産税の納税者またはその同居の親族
・代理人(固定資産税の納税者の委任状持参の人)
・納税管理人
・法人の場合は、その法人の代表者からの委任状持参の人
■ 持参するもの 印鑑(ゴム製不可)、納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの
※固定資産縦覧帳簿は、土地課税台帳などに登録された土地の所在、地番、地目、地積、固定資産税に関わる価格、家屋課税台帳などに登録された家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、固定資産税に関わる価格を記載した帳簿

■ 固定資産縦覧帳簿の縦覧
課税課土地係 ☎9115
家屋係 ☎9116
平成28年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧を実施します。
とき 4月1日(金)～5月31日(火)8時30分～17時15分
※土・日曜、祝・休日を除く
ところ 市役所2階課税課および各支所市民福祉担当
■ 手数料 無料
■ 縦覧できる人
・固定資産税の納税者またはその同居の親族
・代理人(固定資産税の納税者の委任状持参の人)
・納税管理人
・法人の場合は、その法人の代表者からの委任状持参の人
■ 持参するもの 印鑑(ゴム製不可)、納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの
※固定資産縦覧帳簿は、土地課税台帳などに登録された土地の所在、地番、地目、地積、固定資産税に関わる価格、家屋課税台帳などに登録された家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、固定資産税に関わる価格を記載した帳簿

■ 固定資産縦覧帳簿の縦覧
課税課土地係 ☎9115
家屋係 ☎9116
平成28年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧を実施します。
とき 4月1日(金)～5月31日(火)8時30分～17時15分
※土・日曜、祝・休日を除く
ところ 市役所2階課税課および各支所市民福祉担当
■ 手数料 無料
■ 縦覧できる人
・固定資産税の納税者またはその同居の親族
・代理人(固定資産税の納税者の委任状持参の人)
・納税管理人
・法人の場合は、その法人の代表者からの委任状持参の人
■ 持参するもの 印鑑(ゴム製不可)、納税通知書や運転免許証など本人確認ができるもの
※固定資産縦覧帳簿は、土地課税台帳などに登録された土地の所在、地番、地目、地積、固定資産税に関わる価格、家屋課税台帳などに登録された家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、固定資産税に関わる価格を記載した帳簿

■ 合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助
廃棄物対策課 ☎9133
し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されてしまいう単独浄化槽は、公共用水域への汚濁負荷が合併浄化槽の約8倍です。
法改正により平成13年度以降は原則新設が禁止されましたが、既設の単独浄化槽が市内に約1万基残っており、環境保全の面からも合併浄化槽への転換促進が課題となっています。
市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独浄化槽を合併浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。(ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外)

■ 合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助
廃棄物対策課 ☎9133
し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されてしまいう単独浄化槽は、公共用水域への汚濁負荷が合併浄化槽の約8倍です。
法改正により平成13年度以降は原則新設が禁止されましたが、既設の単独浄化槽が市内に約1万基残っており、環境保全の面からも合併浄化槽への転換促進が課題となっています。
市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独浄化槽を合併浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。(ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外)

■ 合併浄化槽への付け替え費用の一部を補助
廃棄物対策課 ☎9133
し尿のみを処理し、生活雑排水が未処理のまま放流されてしまいう単独浄化槽は、公共用水域への汚濁負荷が合併浄化槽の約8倍です。
法改正により平成13年度以降は原則新設が禁止されましたが、既設の単独浄化槽が市内に約1万基残っており、環境保全の面からも合併浄化槽への転換促進が課題となっています。
市では、住宅に設置されているくみ取り便所や単独浄化槽を合併浄化槽へ付け替える人を対象に、設置費用の一部を補助しています。(ただし、建物の新築や建て替えに伴う設置は、補助の対象外)

■ 家庭ごみの持ち出し時間
廃棄物対策課 ☎9133
家庭ごみは正しく分別し、各地域で決められた収集日の次の時間までに、ごみ置場へ持ち出すようにしてください。
■ 廿日市・大野・宮島地域 7時30分
■ 佐伯・吉和地域 8時
なお、前夜からごみを持ち出す行為は、通行の支障となる場合や、悪臭などによりごみ置場周辺住民への迷惑となります。決められた時間に持ち出してください。

■ 家庭ごみの持ち出し時間
廃棄物対策課 ☎9133
家庭ごみは正しく分別し、各地域で決められた収集日の次の時間までに、ごみ置場へ持ち出すようにしてください。
■ 廿日市・大野・宮島地域 7時30分
■ 佐伯・吉和地域 8時
なお、前夜からごみを持ち出す行為は、通行の支障となる場合や、悪臭などによりごみ置場周辺住民への迷惑となります。決められた時間に持ち出してください。

■ 家庭ごみの持ち出し時間
廃棄物対策課 ☎9133
家庭ごみは正しく分別し、各地域で決められた収集日の次の時間までに、ごみ置場へ持ち出すようにしてください。
■ 廿日市・大野・宮島地域 7時30分
■ 佐伯・吉和地域 8時
なお、前夜からごみを持ち出す行為は、通行の支障となる場合や、悪臭などによりごみ置場周辺住民への迷惑となります。決められた時間に持ち出してください。

■ 補助金額

金額	金額
5人槽 29万6千円 (延べ床面積が130㎡以下の住宅)	7人槽 36万4千円 (延べ床面積が130㎡を超える住宅)
10人槽 48万2千円 (台所と風呂が2カ所以上ある住宅)	

※交付は予算の範囲内のため、申請順。詳しくは問い合わせてください

■ 補助金額

金額	金額
5人槽 29万6千円 (延べ床面積が130㎡以下の住宅)	7人槽 36万4千円 (延べ床面積が130㎡を超える住宅)
10人槽 48万2千円 (台所と風呂が2カ所以上ある住宅)	

※交付は予算の範囲内のため、申請順。詳しくは問い合わせてください

■ 補助金額

金額	金額
5人槽 29万6千円 (延べ床面積が130㎡以下の住宅)	7人槽 36万4千円 (延べ床面積が130㎡を超える住宅)
10人槽 48万2千円 (台所と風呂が2カ所以上ある住宅)	

※交付は予算の範囲内のため、申請順。詳しくは問い合わせてください